株式会社西日本シティ銀行

自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

１．預金の支払時期

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）預入日から１年経過後は、この預金の一部を１万円以上１円単位で解約することができます。

２．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

B 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C 定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金の一部を預入日から一年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎの預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、一部解約の元金とともに支払います。

またこの預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合も同様につぎの預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と解約利息との差額を清算します。なお清算に不足が生じた場合はこの預金の元金により清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A ６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×50%

C　１年以上３年未満　　約定利率×70%

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×40%

C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50%

D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60%

E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70%

F　２年６か月以上４年未満　　約定利率×90%

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×20%

C　２年以上３年未満　　約定利率×30%

D　３年以上４年未満　　約定利率×50%

E　４年以上５年未満　　約定利率×70%

④ 預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×50%

E　４年以上６年未満　　約定利率×70%

⑤ 預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上６年未満　　約定利率×70%

G　６年以上７年未満　　約定利率×90%

⑥ 預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上７年未満　　約定利率×70%

Ｇ　７年以上８年未満　　約定利率×90%

⑦ 預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｇ　８年以上９年未満　　約定利率×90%

⑧ 預入日の９年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｇ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｈ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

⑨ 預入日の 10 年後の応当日を預入日の満期日としたこの預金の場合

Ａ　１年未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　１年以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上７年未満　　約定利率×60%

Ｇ　７年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｈ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｉ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．中間利息定期預金

（１）中間利息定期預金の利息については、上記２．の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金の利息については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。

なお 印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書、当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（単利型）

１．自動継続

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

（４）預入日から１年経過後は、この預金の一部を１万円以上１円単位で解約することができるものとし、一部解約後のこの預金は前回継続日を起算して前項（１）に準じて自動的に継続します。

２．利息

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、２．（１）および（２）において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の 10 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

（３）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

（４）この預金の一部を預入日から１年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎの預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、一部解約の元金とともに支払います。

また、この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合も同様につぎの預入期間に応じた利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と解約利息との差額を清算します。なお、清算に不足が生じた場合は、この預金の元金により清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×50%
Ｃ １年以上３年未満	約定利率×70%

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×40%
Ｃ １年以上１年６か月未満	約定利率×50%
Ｄ １年６か月以上２年未満	約定利率×60%
Ｅ ２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
Ｆ ２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上２年未満	約定利率×20%
Ｃ ２年以上３年未満	約定利率×30%
Ｄ ３年以上４年未満	約定利率×50%
Ｅ ４年以上５年未満	約定利率×70%

④ 預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×50%

E　４年以上６年未満　　約定利率×70%

⑤ 預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上６年未満　　約定利率×70%

G　６年以上７年未満　　約定利率×90%

⑥ 預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上７年未満　　約定利率×70%

G　７年以上８年未満　　約定利率×90%

⑦ 預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上４年未満　　約定利率×20%

D　４年以上５年未満　　約定利率×30%

E　５年以上６年未満　　約定利率×50%

F　６年以上８年未満　　約定利率×70%

G　８年以上９年未満　　約定利率×90%

⑧ 預入日の９年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上４年未満　　約定利率×20%

D　４年以上５年未満　　約定利率×30%

E　５年以上６年未満　　約定利率×50%

F　６年以上８年未満　　約定利率×70%

G　８年以上９年未満　　約定利率×80%

H　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

⑨ 預入日の 10 年後の応当日を預入日の満期日としたこの預金の場合

Ａ １年未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ １年以上２年未満	約定利率×10%
Ｃ ２年以上４年未満	約定利率×20%
Ｄ ４年以上５年未満	約定利率×30%
Ｅ ５年以上６年未満	約定利率×50%
Ｆ ６年以上７年未満	約定利率×60%
Ｇ ７年以上８年未満	約定利率×70%
Ｈ ８年以上９年未満	約定利率×80%
Ｉ ９年以上 10 年未満	約定利率×90%

（５）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．中間利息定期預金

（１）中間利息定期預金の利息については、上記２．の規定を準用します。

（２）中間利息定期預金については、原則として証書または通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。

なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するときは、証書裏面の受取欄または当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに提出してください。

③ 中間利息定期預金のみ解約もしくは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（複利型）

１．預金の支払時期

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

（２）預入日から１年経過後は、この預金の一部を１万円以上１円単位で解約することができます。

２．利息

（１）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

（２）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（３）この預金の一部を預入日から１年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎの預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し一部解約の元金とともに支払います。

また、この預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合も同様につぎの預入期間に応じた利率によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×50%
Ｃ １年以上３年未満	約定利率×70%

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×40%
Ｃ １年以上１年６か月未満	約定利率×50%
Ｄ １年６か月以上２年未満	約定利率×60%
Ｅ ２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
Ｆ ２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上２年未満	約定利率×20%
Ｃ ２年以上３年未満	約定利率×30%
Ｄ ３年以上４年未満	約定利率×50%
Ｅ ４年以上５年未満	約定利率×70%

④ 預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×10%
Ｃ １年以上３年未満	約定利率×20%
Ｄ ３年以上４年未満	約定利率×50%
Ｅ ４年以上６年未満	約定利率×70%

⑤ 預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×10%
Ｃ １年以上３年未満	約定利率×20%
Ｄ ３年以上４年未満	約定利率×30%
Ｅ ４年以上５年未満	約定利率×50%
Ｆ ５年以上６年未満	約定利率×70%
Ｇ ６年以上７年未満	約定利率×90%

⑥ 預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上２年未満	約定利率×10%
Ｃ ２年以上３年未満	約定利率×20%
Ｄ ３年以上４年未満	約定利率×30%

Ｅ　４年以上５年未満　　約定利率×50%

Ｆ　５年以上７年未満　　約定利率×70%

Ｇ　７年以上８年未満　　約定利率×90%

⑦ 預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｇ　８年以上９年未満　　約定利率×90%

⑧ 預入日の９年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｇ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｈ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

⑨ 預入日の 10 年後の応当日を預入日の満期日としたこの預金の場合

Ａ　１年未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　１年以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上７年未満　　約定利率×60%

Ｇ　７年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｈ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｉ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（複利型）

１．自動継続

（１）この預金は、証書または通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は、満期日以後に支払います。

（４）預入日から１年経過後は、この預金の一部を１万円以上１円単位で解約することができるものとし、一部解約後のこの預金は前回継続日を起算して前項（１）に準じて自動的に継続します。

２．利息

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および証書または通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書または当行所定の電子装置に届出の印章により記名押印してこの証書または通帳とともに提出してください。

（２）継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（３）この預金の一部を預入日から１年経過後に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数およびつぎの預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し一部解約の元金とともに支払います。 。

またこの預金を定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第１項により満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金・定期積金 共通規定第４条第４項により解約する場合も同様に次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって６か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×50%
Ｃ １年以上３年未満	約定利率×70%

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上１年未満	約定利率×40%
Ｃ １年以上１年６か月未満	約定利率×50%
Ｄ １年６か月以上２年未満	約定利率×60%
Ｅ ２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
Ｆ ２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

Ａ ６か月未満	解約日における普通預金の利率
Ｂ ６か月以上２年未満	約定利率×20%
Ｃ ２年以上３年未満	約定利率×30%

D　３年以上４年未満　　約定利率×50%

E　４年以上５年未満　　約定利率×70%

④ 預入日の５年後の応当日から預入日の６年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×50%

E　４年以上６年未満　　約定利率×70%

⑤ 預入日の６年後の応当日から預入日の７年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×10%

C　１年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上６年未満　　約定利率×70%

G　６年以上７年未満　　約定利率×90%

⑥ 預入日の７年後の応当日から預入日の８年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上３年未満　　約定利率×20%

D　３年以上４年未満　　約定利率×30%

E　４年以上５年未満　　約定利率×50%

F　５年以上７年未満　　約定利率×70%

G　７年以上８年未満　　約定利率×90%

⑦ 預入日の８年後の応当日から預入日の９年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上４年未満　　約定利率×20%

D　４年以上５年未満　　約定利率×30%

E　５年以上６年未満　　約定利率×50%

F　６年以上８年未満　　約定利率×70%

G　８年以上９年未満　　約定利率×90%

⑧ 預入日の９年後の応当日から預入日の 10 年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上２年未満　　約定利率×10%

C　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｇ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｈ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

⑨ 預入日の 10 年後の応当日を預入日の満期日としたこの預金の場合

Ａ　１年未満　　解約日における普通預金の利率

Ｂ　１年以上２年未満　　約定利率×10%

Ｃ　２年以上４年未満　　約定利率×20%

Ｄ　４年以上５年未満　　約定利率×30%

Ｅ　５年以上６年未満　　約定利率×50%

Ｆ　６年以上７年未満　　約定利率×60%

Ｇ　７年以上８年未満　　約定利率×70%

Ｈ　８年以上９年未満　　約定利率×80%

Ｉ　９年以上 10 年未満　　約定利率×90%

（４）この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

以 上

（2024 年 4 月 1 日現在）